

議案第 5 2 号

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立多摩川玉堤広場の施設の使用の承認に係る規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立多摩川玉堤広場条例（昭和53年11月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（使用の承認等）

第4条 施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、使用の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第5条 区長は、前条第1項の規定により申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用を承認しない。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 営利を目的とするものであるとき。ただし、施設の使用状況に余裕があり、かつ、特別な理由があると区長が認めたときは、この限りでない。
- (3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあると認めたとき。
- (4) 管理上支障があると認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（使用の承認の取消し等）

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

第12条中「第10条」を「第6条」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(優先使用)

第14条 区長は、第4条の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、他に優先して施設を使用し、使用させることができる。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。